

平成 30 年第 4 回定例会

大野誠一郎による質疑応答全文（2018 年 12 月 13 日）

大野誠一郎

通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

3 項目ございます。1 番目、牛久沼について、2 番目、法定外公共物について、3、稲敷エリア広域バスについて、この 3 項目について質問をしたいと思います。

まず第 1 点目、牛久沼についてでございます。

先だって 10 月 15 日から 19 日に世界湖沼会議が開催されました。折しも本市におきましては、3 月に牛久沼「感幸地」構想、そして今年度には第 4 期の牛久沼水質保全策定計画、あるいは道の駅の建設と牛久沼いわゆる沼に関する事柄が本市におきましては目白押しでございます。

そういった中で、中山市長は世界湖沼会議、茨城県河川協会の会長とそういった肩書もつけながら出席したわけでございます。そういった意味で、湖沼会議のいろいろな感想、所感をご披露していただければありがたいと思います。

中山一生市長

世界湖沼会議、前回の茨城県で開催された湖沼会議、湖沼会議という存在を初めて知ったときであった記憶があるんですけども、もうそれから 23 年もたっているのかなと、なんかまだそんなにたっていないような気がしていましたが、茨城県での開催は 23 年ぶりということでございます。

第 17 回の世界湖沼会議ということで、平成 30 年の本年の 10 月 15 日から 19 日までの 5 日間、つくば国際会議場をメイン会場として開催をされたことは皆さんご承知のとおりだと思います。「人と湖沼の共生－持続可能な生態系サービスを目指して－」というテーマで開催されました。生態系サービスという言葉もちよっとやはり聞きなれない言葉だなと思いつつこのテーマを見ていたところでもございますが、湖沼が持っている生態系サービスを持続的に享受していくためにはどのようなことに取り組んでいくべきかということで住民、農林漁業者、また事業者、研究者、行政などの関係者が一堂に会して情報の共有と意見交換が行われたというふうに伺っているところでもございます。私も何回かいろいろな会場に伺いましたが、やはり世界湖沼会議という名前だけあって、各国から代表の方々が集まってその中での議論もあったのではないかとというふうに考えております。

私も昨年の総会において河川協会の総会において、河川協会の会長の大役をいただいたところでもございます。亡くなってしまいましたけれども、山口武平会長が長く続けていた河川協会でございますので、大変責任の重いという重荷を感じているところでもございますけれども、やはり茨城県にとっては水災害もやはり多い地域でもありますので、その災害の予防も含めてまた河川の水質の浄化、河川湖沼の水質の浄化などもやはり大切なテーマだと思いますので、しっかりとその任を果たしてまいりたいと考えているところでもございます。

ということで、河川協会の会長が前回もそうだったというふうに伺っておりますけれども、前回は山口武平会長が実行委員の一役を担っていた、一翼を担っていたということでございますので、今回も実行委員に指名をしていただきました。事前に実行委員会も開催されて私も出席をさせていただいたところで

もでございます。やはりどうしても前回もそのようなお話を伺っておりますけれども、霞ヶ浦という日本第2位の湖が広さの湖でございますので、そしてまた一番大きな琵琶湖に比べて水深が浅くてどうしても水質が問題になるというそういうこともあって、霞ヶ浦が中心に行われた湖沼会議となりました。また、ラムサール条約の対象になっております涸沼などもテーマとして行われたわけでございますが、茨城県では佐沼、菅生沼、そしてまた私たちの牛久沼など湖沼の多い地域でもありますので、他地域もやはりメインの湖沼にさせていただくような働きかけはお話はしたところでございますけれども、やはりメインは霞ヶ浦、そして涸沼ということになったところでございます。

そんな中で、牛久沼など他の湖沼に関しては、パネルでの展示発表などそういう機会をいただいたところでもございます。パネルの展示会場私も拝見をしたところでありますが、さまざまなテーマに基づいた発表がたくさんあった中でございますが、私がちょっとうれしかったのは、入り口に入って一番近いところに一番目立つところに牛久沼のパネルがあって、牛久沼のことを紹介していただいていたことが場所がよかったなということで、よかったなと思いました。

湖沼会議でございますけれども、まずは湖沼に関する問題これは恐らく日本の国内だけの問題ではなくて、世界的な問題であろうというふうにも開かれているこの湖沼会議であるというふうに思いますので、その湖沼会議が日本でまた開催をされた、さらに再びこの茨城県で開催をさせていただいたということの意義は大変大きいものであると思います。このことによってやはり県民はもとより日本国民が湖沼が持っている問題について再認識をしていただいて、また湖沼に対する問題に対してアクションを起こしていただけるようなそういう契機にしていけたらよかったんだろうなと思います。ということで、そういう開かれたことがそもそも大切なことであろうというふうに思います。

また、今回のテーマに関しては、先ほど申し上げました生態系サービスという言葉が出てきております。これに関しては、基盤、供給、調整、文化的サービスの4つで構成されるというふうに言われておりまして、これの享受、さらには生態系を次世代に引き継ぐことを「いばらき霞ヶ浦宣言 2018」として宣言するに至ったというところでもございます。このいばらき霞ヶ浦宣言に関しましては、まだ成果報告書というか、まとめたものが実はまだ手元に届いておりませんので、これが届いた際には議員さん全員にお渡しできるだけ部数が来るかどうかちょっとまだわかりませんが、できるだけ議員さんの手にもお手元にも届くような形で皆さんにもご供覧いただければなと思っております。

茨城県河川協会会長に昨年なったということもありまして、昨年のイベントのような形で、茨城県河川協会主催で牛久沼に湖沼河川に関するパネルディスカッションが文化会館で開催をされ、牛久沼の漁協の堤会長さんなどとともにパネラーを務めさせていただいたのは、ご紹介したとおりでもございます。

ということで、牛久沼も今後この湖沼会議のテーマに沿って、また2年を尊重しながらこの水質改善も含めて、これまでなかなか難しくて水質の改善が大変スピードがゆっくりであるというようなところもございますので、本当に劇的に改善していくことが大変難しいと思いますけれども、少しずつでもやはり改善をする、そしてまた、私が一番この水質改善について大切なことは、泳げる牛久沼にしていこうというテーマもございますけれども、そんな中で一生懸命市民の皆さんも協力しながら、行政、国、県なども力を合わせて牛久沼の水質浄化に対して汗をかいているんだという姿を市民の皆さん、そして訪れてくださる皆さんに見ていただく、姿を見せるということが大事なのかなというふうに思っておりますので、今後そのような取り組みのような形で取り組んでいけるか、県や国などとも引き続き協議をしていく中で、自治体としてもやはりそれに龍ヶ崎としては責任を持って協力しなければなりませんので、龍ヶ崎市としてさらには周辺の水

源となっている4市、さらに周辺の5市、河内町とも力を合わせてまいりたいと考えているところでございます。

大野誠一郎

ありがとうございます。ただ私が言わんとしていることは、第4期の牛久沼水質保全計画の中でもそうであるように、そしてまた「感幸地」構想の中でもあるように、水質浄化というものが私は牛久沼にとって、そしてまた「感幸地」構想にとっても一番の核ではないかと思って考えております。そのことについては「感幸地」構想でも当初に最初のほうでその重要性を書いてありますし、また牛久沼水質保全計画につきましても過去3期15年それがテーマではなかったのではないかなと思うんです。そういった意味で、そういった水質浄化を進める上で何かヒントがあったのかなと、そんなものを質問したわけでございます。

答弁中にもあらわれているとおり、劇的な水質浄化の変化をすることはないというか、難しいというか、そういうようなお話がありましたが、泳げる牛久沼、これが「感幸地」構想にも掲げられております。泳げる牛久沼というのはどういうことなんですかということは6月の議会にもお尋ねしましたが、どうも私が考えているような答弁とは全然違うように思えるわけでございます。霞ヶ浦水質保全計画で第7期になりますが、この中では明確に泳げる霞ヶ浦は、昭和40年代の前半のころの霞ヶ浦、さらに数値で言うならばCODが5から5.4、こういった数値を長期ビジョンとして掲げております。そんなわけで、泳げる牛久沼としては、具体的な形で皆さんが、あるいは市民の皆さんがわかるような泳げる牛久沼とはどういうものか、これを市長にお尋ねしたいと思います。

中山一生市長

泳げる牛久沼と同等にというよりも向こうのほうが先だったかもしれませんが、泳げる霞ヶ浦というように今霞ヶ浦の関連する各団体、自治体などもそのような目標に向かって努力をしているところであらうと思います。これもCODの基準の目標などが示されているわけでもございますが、霞ヶ浦は水道水に使われているなどということからCOD、リットル当たり3ミリグラムということで、3ミリグラムパーリットルというふうにされておりますけれども、牛久沼に関しましてはB類型、湖沼B類型という形で、CODの環境基準が5ミリグラムパーリットルということになっているところでもございます。しかし、この目標に向かって徐々に改善はしているもののまだこの環境基準には少し距離があるというような意識をして認識をしているところでもございます。

ということで、この環境基準をクリアすることがまず泳げる牛久沼にといえる体制にとっては大変重要なことかと思っておりますけれども、化学物質の汚染とかではなくて、富栄養化ということもありますので、現状としては今でも泳げないことはないというふうに考えているところですが、やはり気持ちよく泳いでいただける環境をつくっていくということが大事だと思っております。

これまでも以前申し上げたことがあるかもしれませんが、3大会でしたっけ、連続でトライアスロンの日本の代表になっていらっしゃいます流通経済大学の田山選手は、これまでロンドン、北京、そしてマリオも大変水質が悪かったという話をされていらっしゃいましたが、それらの劣悪な競技会場で泳いだ経験から、牛久沼なんかは本当にきれいなほうだよというような話をされておりました。ということで、トライアスロンの練習場などでは牛久沼も十分に使えるよというようなことをおっしゃってくださったところもありますので、そういう意味ではこれから着実にこの環境基準に向けて水質浄化の努力を続けていかなければな

らないかなというふうに考えているところでもございますし、今大野議員からご指摘いただいたように牛久沼「感幸地」構想、または牛久沼の周辺の5市と河内町合わせた首長会議も開いているところでもございますので、その中でもやはり牛久沼の水質改善については、この会議の中でもテーマとしていきたいというようなことを申し上げているところでもございます。

ご承知のとおり今市として取り組んでいるものとしては、貝の養殖ですね、貝の水質浄化能力を水質浄化にどのように生かせるか、今試験的にその取り組みを行っているところでもありますし、また水質とどの程度直接関係するかわかりませんが、牛久沼の水体系を害しているというふうにみられているアカミミガメ、ミドリガメと言われている亀の捕獲なども漁協さんにご協力いただきながら進めていたりもしているところでもございます。牛久沼の水質浄化対策協議会などでもその事業として着手しているところでもありますし、このような協議会や先ほどの首長会議、さらにはやはり水質保全計画を立てている県のやはり助言、指導が重要であろうと考えておりますので、先ほど申しあげましたように水質の浄化に関しましては、これらと連携をとりながら市としてもその力を入れていかなければならないと考えているところです。

大野誠一郎

ただいまの中山市長の答弁ですと牛久沼で今でも泳げますよと、トライアスロンの例を挙げて、トライアスロンのこれまでのオリンピック会場よりきれいですよと、そういった例を掲げておりますけれども、確かに泳げるということは水があればはっきり言いまして泳げますよね。しかしながら、この「感幸地」構想の泳げる牛久沼を目指して、それから泳げる霞ヶ浦、これはそんなものではないかと思えます。ですから、先ほど泳げる霞ヶ浦の例として、現在霞ヶ浦は大体CODが7.4ですけれども、5から5.4を目指しますよと、そしてまた牛久沼水質保全計画では、7.6を5に5が環境基準値ですからそれを目指しますよというふうに私は読み取っております。中山市長がこのところ改善されておりますよと、確かに皆さん方の努力で暫時改善されております。それは現在の7.6が0.1もしくは0.2、だんだん周辺人口が増えていく中で悪くならない、それが成果ではないかと思えます。しかしながら、環境基準の5にはまだまだほど遠い、ですから泳げる牛久沼を目指してという形で「感幸地」構想にのっているのではないかと考えます。

しかしながら、これを「感幸地」構想を、少し読みたいと思います。水質の改善は、牛久沼を名所とする上で避けては通れない問題です。これは本当にそのとおりの認識だと思います。しかしながら、私不満なのはその後周辺市町との連携が不可欠です。これは当然なんです、先ほども話しましたとおり牛久沼水質保全計画が第1期から3期いわゆる15年がこの関係市町との連携なんです。その連携が一応実ってこれまでよりは悪くならない、0.1もしくは0.2が改善したのかなと、ですが、相変わらず水質基準の5には至っていない、つまり周辺市町との連携が不可欠ということはもちろん当然ですが、これだけでは泳げる牛久沼が100年かかってできるかどうかかわからない、したがって、やはり牛久沼の所有者である龍ヶ崎にはそれなりに力を入れなければこれは到底できないことではないかと思えますので、世界湖沼会議の中で何かヒントがあったのかなという思いで聞き、そしてまた泳げる牛久沼を目指してどのようなことをしていったらいいんだろうかとそういうことをお尋ねしているわけです。

平成30年度の新しい取り組みとして、先ほど市長がお話されたような二枚貝の調査が始まったとそういったことでございます。なかなか水質浄化を劇的にするということは、劇的に変化させるということは大変難しいのは承知の上です。しかしながら、当市としての取り組みとしては、この第4期牛久沼水質保全計画にも掲載されております。第3の中で水辺環境の保全及び生物多様性の維持向上というもの

がありますけれども、その中で1, 2, 3ということでもって、1は水生植物の育成・保全、2番としては、多自然川づくりの推進、3には水産資源の維持増大、そして第4には水環境保全活動への支援、環境学習・環境教育の推進、こういったものが掲げられております。こういったものをやはり龍ヶ崎市が率先だって予算化をし、取り組むべきだと考えます。こういったことに取り組みながら劇的に変化する方向性を探っていくと、これがやり方としては一番ではないかと思えます。こういった取り組みについて今後龍ヶ崎としては「感幸地」構想と相まっていくべきかと思えますが、いかがでしょうか。

川村光男副市長

牛久沼の浄化対策についてでございますが、先ほど大野議員からもご指摘があったとおり沼内のCODについては、少しずつ緩やかに改善しているということで、まだ環境基準の5ミリグラムパーリットルの達成には至っていないということでございます。

現在茨城県において先ほど議員からも説明がありましたが、第4期牛久沼推進保全計画が策定されて、この中ではつくばエクスプレス沿線開発による流域人口の増加が見込まれるということから、生活排水対策や市街地からの負荷削減について重点的に推進していくということになっております。この水質保全計画の策定の中で、茨城県の環境審議会の部会がございまして、これは水質環境基準型指定専門部会ということで、中山市長が委員になっておりまして、いろいろな学術経験者、学識経験者のメンバーと一緒に審議をされるわけですが、その中で帯として私も出席させていただきました。その中で牛久沼の汚濁機構の解明に関する調査研究をお願いしたいということで、これについての関係機関と連携しながら効果的な浄化施策を検討していくということになっております。

水質保全については、当然牛久沼を名所とする上で避けられないというところでございますので、西谷田川とか谷田川、稲荷川などの流入河川からの水質改善など周辺市を巻き込んで、さらには市民や地元企業、学術機関、県の力をかりまして連携して水質浄化を目指したいと、そういう意味で予算につきましてもいろいろ検討しながら予算化をして対応に取り組んでいきたいと、そのように思っております。

大野誠一郎

私が難しい質問しているように私は思わないんですけれども、要は先ほど中山市長が今年は二枚貝の調査しましたよと、していますよというような話ですから、簡単に言えば来年はどうするんですかと、龍ヶ崎市独自の水質浄化対策を先ほどいろいろ言いましたけれども、その中で来年はどのように取り組んでいくんですかと、もう12月ですから11月ごろには恐らく予算を上げたり何かしても検討しているわけですね。ですから難しい質問しているわけではないんです。今後どのように進めていくのか、水質浄化対策、それをお伺いしたいと思います。

中山一生市長

今副市長からの答弁もありましたけれども、牛久沼に関しましては、水源のほとんどがつくば市、つくばみらい市、そして牛久市ということでもございます。その水源が集まった牛久沼をこの龍ヶ崎、河内の貴重な農業水源としているわけでもございますので、そういう意味ではやはり上流の3市と力を合わせていくことが非常に重要になってくるというのは、今話が合ったとおりでございます。そういう意味で、水源にはなっておりませんが、取手市も首長会議には参加をさせていただいております。取手にはすぐ隣に双葉団地とい

う牛久沼をやはり愛してくださっている取手市民の皆さんがいらっしゃるわけでもございますので、ともに力を合わせていくことができないか今首長会議でもそのテーマの一つとしていっているところでもあります。ただし、やはり予算が絡むことになるとその予算の割合、負担割合などになるとかなり詳細にその制度設計をしていかなければならないだろうと思いますし、そこまでまだ話は議論が進んでいないところでもありますので、この連携に関しては今後首長会議など具体的なテーマにいよいよ入っていかなければならないということにもなっておりますので、この牛久沼トレイル、牛久沼周辺の周遊できるようなルート設定なども含めて、前向きな議論を各首長さんしてまいりたいというふうにも考えているところでもございます。

来年度当初の予算化ということでございますけれども、先ほどご指摘のあった世界湖沼会議においては、湖沼セッションとか政策フォーラムなどさまざまなプログラムがありまして、その中ではその政策責任者や学識経験者による討議と市の担当職員も参加をして勉強してきたところでもございます。ここには行政だけではなくて、水質浄化に取り組んでいる、また湖沼の環境保全に取り組んでいる民間団体や学生、NPOなどによる活動の事例発表もあったということでもございますので、やはりこの水をきれいに、そして沼をきれいにしていくには、学識経験者やいわゆる行政の力だけではなくて、民間団体やNPO、ボランティアなどの市民の力もかりていかなければならないというふうにも考えているところです。

また、県の保全計画のほうですけれども、こちらのほうは大変湖沼会議よりも専門的な牛久沼に関した大変アカデミックな議論をされているところではございますけれども、実際の水質状況となるとアカデミックなことばかり言っていられない、土木やったりハード整備だったり、やはり巨額な予算が必要になるような水質浄化対策などが含まれているわけでもございますので、これらに関しては先ほどそれぞれの自治体の負担割合はどうするのかという問題にもかかわってまいりますし、性急にこの事業をスタートするには大変エネルギーの要る事業にもなってくることもございますので、これらに関しましては今来年度予算の調整をしているところでもございますので、来年度何ができるかということも含めて検討をしているところでもあります。まだその将来に向けたことも含めて流れとして道の駅の完成の時期もありますので、そのんびりはしていられないなと思いますが、何ができるかさらに検討を進めてまいりたいと思います。

また、先ほど最初の答弁でも申し上げましたけれども、やはり牛久沼に来てくださる皆さんに牛久沼のことを大事にしている、きれいにしようという努力をしているということを来ていただいた皆さんに理解していただく、見ていただくという取り組みも必要なのかなという、これは県のほうにも私も申し上げているところでもございますし、県においては霞ヶ浦でそのような取り組みをするというような話も伺っておりますので、それらも参考にしながら県にもご協力願えるような形で同様な取り組みができればいいなということで、県とも話をさせていただいているところでもございます。

以上のことなどもありますけれども、議員がおっしゃるとおりやはり牛久沼という言葉を目にしただけで皆さん水質はどうなんだというふうなファーストインプレッションでそのような発想が出てくるというような話もありますので、その辺はやはりプライオリティの高い課題であるという認識しながら今後も取り組んでまいりたいと思いますので、議員の皆様にもご理解、ご協力、アイデア、提案などがありましたらぜひどんどん私たちのほうに投げていただければなと思います。

大野誠一郎

中山市長の牛久沼水質浄化対策協議会、あるいは周辺の首長さんの新しくできた牛久沼周辺首長会議、これらの役割、役目は私ももちろんわかっております。その上で話ししております。ですから、今

の私の質問は、今年は二枚貝の調査、来年はどうするんですかということを今考えなくてはならない問題でしょうと、もう 12 月が終わって 1 月になったらもう大体予算決まる話ですよね。何とか今の中山市長の答弁ですとこれから考えていくというわけだから、何とか入れていただきたいなと、その水質浄化対策をぜひとも入れてほしいと思います。

「感幸地」構想、100 年を見据えた「感幸地」構想でございますけれども、この中には三つのサイクルに合わせた計画をやっていこうと書いてあります。にぎわいをつくる 15 年、道・広場をつくる 50 年、そして自然環境をつくる 100 年ということになっております。自然環境をつくる 100 年というのは、どんなことなんでしょうと、非常に思います。

明治神宮の森ということで、当初始まっておりますけれども、明治神宮の森でしたら最初のスタートは木を植える、植林をするということだろうと思います。牛久沼のこの「感幸地」構想の自然環境をつくる 100 年の 1 年目のスタートはいつなのか、あるいはどんなふうに自然環境をつくるのか、そういう思いがあります。

そういったことを含めて、そういったことを含めてというのは水質浄化も含めて、今後「感幸地」構想をどのように進めるのかお尋ねしたいと思います

龍崎 隆市長公室長

牛久沼「感幸地」構想におけるスケジュールということでございます。名所化への 3 つのサイクル、自然環境の 100 年、道・広場の 50 年、にぎわいの 15 年、それぞれにあわせた計画が必要であると考えております。

にぎわいの拠点とするべく道の駅に関しましては、既に整備計画をもとに進行している状況であり、それ以外のエリアにつきましても、現在総合プロデューサーである北山創造研究所のアドバイスを受けながら具体的な施策の検討を進めているところであります。今後その具体的な施策の方向性が見えてきた際には、市の最上位計画である第 2 次ふるさと龍ヶ崎戦略プランとの整合性を図りながら、道の駅以外のエリアに関してもスケジュール等の設定が必要になってくるものと考えております。

道・広場に関しましては、同じく北山創造研究所のアドバイスを受けながら具体的な施策の検討を進めているところでありますが、道の駅整備事業を中心としたにぎわいづくりと比較いたしまして、周辺自治体、県や国、民間事業者などとの連携、協力が必要なことから、さらに長期間のスケジュールの設定が必要になってくるものと考えております。

次に、自然環境における 100 年サイクルとは、100 年先を見据えて 5 年、10 年などの一定程度のスパンでスケジュールを組みながら順次推進していく必要があるものと考えております。当市としましては、今年度より二枚貝類の生息密度調査と浄化能力の推定調査を実施しており、並行して牛久沼流域水質浄化対策協議会によるアカミガメ、別名ミドリガメの捕獲が実施されるなど自然環境に関する新たな取り組みも始まったところであります。これまでも茨城県の牛久沼水質保全計画や本市の環境基本計画等に基づき、各種対策が実施されてきたところでございますが、牛久沼の緑化計画などともあわせながら、牛久沼「感幸地」構想のコンセプトに沿った個々の計画等も必要ではないかと認識をしているところでございます。

大野誠一郎

私がお尋ねしているのは、自然環境をつくる 100 年というものをお尋ねしているわけでございますけれども、牛久沼を一望したところというか、一見したところ、当然ながら地目どおり登記簿の地目どおり湖沼であり、そして原野であるわけでございます。その一面原野の牛久沼を自然環境をつくるというのはどういうことなんですかということをお尋ねしているわけです。明治神宮の森は一面荒れ地というか、原っぱというか、何もなかったところを植林したと、いうならば 100 年のいろいろな計画もしたと思います、専門家が。そしてそれにのっとって植林をして 100 年先を見据えて植林をしたということでございますが、「感幸地」構想も 100 年先を見据えてなおかつこういったサイクルで考えるならば、一体どうやって自然環境をつくるんだろうと、そういう疑問があるわけでございます。わかりやすく言えばヨシだらけの原野を踏みつぶして植林をして自然環境をつくるんですか。そういうことです。

それから、四季折々の花が植えられるような場所を何百メートルかつくるんですかと、わかりますよ、これ読めば何となく、わかりますというか、世界各国、日本各地の写真と並べてこんなふうなものが自然環境なんですよということはわかりますが、現実的にどうやってやるんですか。そういうことをお尋ねしているんです。どのように進めるんですか。

龍崎隆市長公室長

広大な荒れ地を 100 年先を見据えた計画的な植林計画では、都内由緒の名所となった明治神宮の森の例にありますとおり、自然環境の中でも特に緑地に関しましては、長い時間をかけて計画していかなければならないものと認識をしております。

現在牛久沼周辺には手つかずの貴重な緑が存在しておりますが、これから整備する道の駅や今後整備を考えていく牛久沼を周遊する道や広場についても牛久沼の植生を生かしたランドスケープ、植栽計画が必要であろうと考えております。

「感幸地」構想でお示しました牛久沼トレイル、自然遊歩道のように沼周辺の水辺や田畑を眺めながら散策し、計画的に緑化された遊歩道や沼周辺地域の特色やコンセプトを設定した緑地広場を設定していければと考えているところでございます。今後広域的な連携体制を構築していきながら自然と地域の文化、風土が混じり合うような緑化対策に計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

大野誠一郎

抽象的な言い方はまだまだ仕方がないかと思うんですけれども、私が思うには牛久沼の「感幸地」構想ですから牛久沼トレイルとして周辺道路を整備したいと、当然その中での「感幸地」構想ですよ。いわゆる牛久沼があって周りに周辺道路がある、その外側は考えずに内側だけですよ。ですからその内側だけで緑地計画、あるいはいろいろな植栽計画を考えていくということは、今のヨシをつぶしてどれだけの面積、どれだけの長さかわかりませんが、それをつくるということでしょうねということを言っているわけですよ。ですから 6 月にお話したように、この「感幸地」構想はちょっとした手を加えればというふうに末尾のほうに書いてありますが、大改造計画でしょうと、そういうことを話しているんです。それに間違いのないと思うんです。もし異論があるんでしたら違うよということで答弁していただいても結構です。

ちょっと先に進みたいと思います。

これからは市長の言う提案、アイデアをお願いしますということなんですけど、牛久沼には白鳥がいます。市の鳥にもなっております。かつてはホームページを開けば、龍ヶ崎のホームページを開けば白鳥が泳いで

いる姿は写真となっている、今回配布していただきました牛久沼のフォトコンテストのカレンダーも白鳥が写っているのが2枚はあると思います。この白鳥のことが「感幸地」構想には書かれておりません。多少今の観光資源とか何とかと前置きに白鳥がいますよということは書いてあります。白鳥という字が3回か4回は出ていると思います。ところが「感幸地」構想の中に白鳥をどのように生かしていくかというか、私は白鳥こそこの「感幸地」構想の中の一つのテーマとしてやるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

龍崎隆市長公室長

はじめに、先ほどの議員さん大改造だろうというお話であったわけなんですけれども、それについてまずお答えをさせていただきます。

「感幸地」構想の結びにもあるとおり、牛久沼の自然環境は当市をはじめ周辺の地域にとってもかけがえのない資産であることは明らかでございます。末尾に少しだけ手を加えたという言葉がございましたけれども、そのかけがえのない資産を人工的に開発するというものではなくて、明治神宮の森のように理想を描きながら時間をかけて周辺自治体や県などと連携、協力を経ながら牛久沼の自然を守り、牛久沼の水辺や草木を育てていくと、こういう意味で捉えております。

次に、白鳥についてでございます。

牛久沼「感幸地」構想は、牛久沼をまちの資産と位置づけ、美しい景観や水辺に生きる多様な生物などの資産をさらに磨くことでほかの地域にはない名所としていくというコンセプトのもと策定したものでございます。本構想で名所化への三つのサイクルとして掲げております自然環境、道・広場、にぎわいの地、自然環境の中では牛久沼の自然環境は普遍的資産であり、丁寧に時間をかけて改善し続けることで資産としてさらに磨けますとしております。本構想においてこの普遍的資産の改善については、具体的には水質浄化や緑地化などを例示しておりますが、例えば白鳥などの観光資産、あえて資源ではなく資産と申しておりますけれども、広い意味ではこういった資産についても含まれているものと考えております。

本市としましては、白鳥についてはこれまでも重要なまちの資産として位置づけてきておりますので、引き続きその保全、活用について推進していきたいと考えております。

大野誠一郎

大分時間もたちましたので、端的に言います。白鳥の問題、せんだってちょっと牛久沼のほうへ行って伊勢屋の後ろから見ましたら白鳥が18羽、それから牛久市の城中のほうに2羽いまして、ちょっと一見見まして20羽いました。私はもっと少ないのかなと思いましたが、多いときはもっと50羽、80羽といいますよというのが地元の人のお話しでした。

いろいろ先ほど植栽計画どうのこうのと言っていますけれども、なかなか進まないだろうと私は思います。また、そういった面では余り進んでほしくない、ヨシをそのまま残すのも一つの方法かなと思いますものですから、その植栽計画、緑地化については、進めてない、進めてほしくないというのが本音でございます。

道の駅が2020年にオープン予定で進めているかと思うんですけれども、北山総合研究所のアドバイスかどうか分かりませんが、道の駅の西側に玄関がありまして、それを絵ですからちょっとそこまではないかもしれませんが、砂浜のようにちょうど牛久沼のほうに話に聞くと10メートルぐらいらしいんですが、やりますね。砂浜のようなものをつくれます。そこに白鳥を移しかえたらいかがでしょう。いろいろ聞くとところによ

りますと、移しかえるのは造作もない、やるえさ場をつくってそこでえさをやれば間違いなく移動すると、そして親子のペアになったときには、互いの親が互いの子を殺してしまうようなことがあるそうです。そんなわけで柵をつくるそうですが、そういった一組一組をある程度の面積の柵で囲うと、そうすることによって道の駅に来客した人たちが白鳥がたたずんでいるのを楽しむ、そういう感幸地、幸せを感じる場所がいいかなと思います。それについては答弁は求めません。

600 万の委託料で「感幸地」構想ができました。私は委託料ゼロ円ですからどうかそれを取り上げても取り上げなくても結構でございますが、余りゼロ円のほうが中山市長は取り上げないそうですから、そうでないですか。ぜひそんなことを考えることが私は一番早くこれまでの牛久沼の歴史を生かす絶好の形ではないかと思ひます。

さらに言うならば牛久沼にはご存じのとおりウナギ、それからコイ、フナとそういう水産資源が豊富でございます。この水産資源につきましては、稚魚の放流も現在行われております。この答弁を求めますとまた時間たってしまうので言いますけれども、今稚魚の放流は体験ということでもって子どもたちに、あるいはファミリーで稚魚の放流をやってもらっているそうです。大体 1 回 10 万円のウナギの稚魚を購入して、あるいはフナの稚魚を 10 万円で 2 回やっているそうです。市としては 2 回放流をしているということでございますが、これにつきましても現在 20 万ぐらいのところを 10 倍やりましても 200 万です。15 倍やれば 300 万です。そういった稚魚の放流を増やして、白鳥がいる場所でコイ、フナがえさを求めるようにそういう場にするのもやはり来客者がえさをやることによってやはりそういったものをコイ、フナ、白鳥が自然と調和していくようなそんなところがわずかな金額でちょっと発想を変えるだけで私はできるんじゃないかと思ひます。ぜひそういったことも予算化をして水質浄化にもかかわることですからぜひお願いをしたいと思ひます。

続きまして、法定外公共物についてお尋ねいたします。

龍ヶ崎市に法定外公共物は、地方分権一括法が制定され、施行され、移管されたのは 17 年の 4 月からだと思います。これはどのくらいあるかを法定外公共物は道路法、河川法、その他の法律で規定されていない里道、あるいは水路かと思ひますけれども、龍ヶ崎としてはどういったものが主になって全体ではどのくらいの移管をされたのかをお尋ねしたいと思ひます。

宮本孝一都市整備部長

法定外公共物はどれくらいあるかということでございます。法定外公共物につきましては、地方分権の推進を図るため、今まで国有財産であった里道や水路等の法定外公共物が平成 15 年度から 3 年間にかけて市町村に譲与されたところでございます。

市で保有している譲与契約の際の調書によれば、法定外道路につきましては 182 件、法定外水路につきましては 176 件でございます。それらを合計しますと 358 件の法定外公共物が譲与されているところでございます。しかし、国のガイドラインに沿って事務手続きを簡略化をして譲与が行われたことや元来赤道、青道、そして地図上の表示のみの土地であり、登記簿等に存在しないことから、各法定外の公共物の正確な距離や面積がつかめていないところでもございます。

平成 16 年第 1 回定例会におきまして回答させていただいた距離となりますが、距離についてご報告させていただきます。

法定外道路が約 150 キロメートル、法定外水路につきましては約 500 キロメートルであり、主なものといたしましては江川延長約 11.6 キロ、旧小貝川延長約 3.5 キロ、論処堀の延長約 7.5 キロメー

トルです。その他は水田の用水路及び排水路等となっているところでございます。

大野誠一郎

平成 16 年の第 1 回の定例会で私が法定外公共物について質問をいたしました。その時の内容つまり里道、あるいは水路のメーター数だろうと思います。こういった法定外公共物が先ほどの話で登記はされてないということでもって正直言って実態が把握されてないというような答弁かと思いますが、実態調査をしたらどうだろうかというような提案はしたいんですが、なかなかこれそうしましょうといっても大変なことだと思います。しかしながら、当市では地籍調査を行っております。地籍調査のときにそういった里道、あるいは水路を全て確認していると思います、その実態調査に当たったところは。それから、その面積が今地籍調査をするであろう面積の 86.9%が終了していて、あと 13.1%が残っているというようなことでございます。さらに地籍調査係に聞いたところ、平成 9 年以降についてはその法定外公共物の里道、水路の面積は確定できるとこういった内容でございます。したがって、平成 9 年以降から今日まで、そしてこれから毎年行われる地籍調査の際に官民境界がはっきりする、そういったときには表示登記、保存登記をすべきかなと思いますが、いかがでしょうか。

宮本孝一都市整備部長

今後の地籍調査の中で確定したものを表示登記、保存登記等を行ってはいかがかというご質問だと思います。現在茨城県内の地籍調査でこの法定外公共物を登記等しているところを県のほうに確認させていただいたんですが、国土調査により全て登記を行う、もう 1 点は払い下げやほかの用途での使用が見込まれる場合に登記を行う、登記は行っていない、この 3 つのパターンが地籍調査のほうでは茨城県内のほうでは行われているようでございます。

当市においても今までは特に必要と認められる事案がなかったことから、現在のところ国土調査の成果による登記は行っておりませんでした。今後については、各測量関係、法務局、その他等と調整、相談しながら検討してまいりたいと考えているところでございます。。

大野誠一郎

ぜひ検討をしていただきたいと思います。先ほどの話で実態が把握されてない、それから財産管理上もやはり登記は必要ではないかと思うんです。そしてまた、登記すること自体は嘱託登記で市としては全くお金がかからないで登記申請をすることができます。そういうことでって財産管理、それから考えられることとしては、時効取得というものが請求されることもございますので、そういった面からしてもぜひ登記は行っていただきたい、そう思います。

そして、法定外公共物の管理ですけれども、例えば法定外公共物のある場所が崩れていると、そしてそれが崩れたままでは非常に危険であると、そういった場合に当然龍ヶ崎市が所有者者であるので、損害賠償請求事案になる、そういったことが考えられます。このことは馴馬の水路でフェンスがないために子どもさんが亡くなってしまったということもございます。そのときの管理は水利組合なものですから、水利組合が損害賠償を請求され、お支払いをしたということでございます。当然これ法定外公共物の管理上からいっても管理がなされてない場合には損害賠償請求がなされるかと思いますが、いかがでしょうか。

宮本孝一都市整備部長

法定外公共物の管理瑕疵による損害賠償責任はどうかとのご質問だと思います。法定外公共物の管理瑕疵による損害の賠償責任ではありますが、市条例により管理している土地であることから一義的には市に責任があります。一方、委託契約をはじめ覚書や協定により管理に係る合意が形成されている管理者は、管理責任が生じる可能性があると思われます。この合意形成がされている管理者は土地改良区等でございます。ただし、管理者に要求される管理の程度は、その地域において果たしている機能に応じた管理がなされていれば足りるとの判例もあることから、市をはじめ管理者には損害賠償責任が生じる可能性はあるが、要求される管理の程度は高くないと判断しているところでございます。

大野誠一郎

私が言っている場所については、江川の護岸工事でありますけれども、その点についての土地改良区の管理責任はいかなものかなと思っております。今年度の事業としても上がっていますとおり川崎の 50 メーター、70 メーター離れたところの川崎の護岸工事は市が全面でもってやっております。これこそが所有者としての管理ではないかと私は思っております。そういったことも踏まえて今後検討をお願いしたいと思っております。

続きまして、稲敷エリア広域バスについてお伺いしたいと思います。

稲敷エリア広域バスについては、3 路線現在運用しておりますけれども、二つの路線、美浦・龍ヶ崎線がこの廃止される二つの路線の一つになっております。こういった経緯についてお尋ねをしたいと思っております。

斉田典祥市民生活部長

稲敷エリア広域バスの廃止の経緯についてでございます。稲敷エリア広域バスにつきましては、茨城県のほか沿線の龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、阿見町、美浦村の 5 市町村の協調事業として平成 29 年 2 月 4 日から運行開始しており、これまでおよそ 1 年 10 カ月にわたって運行をしてきたところでございます。その中で龍ヶ崎市内を運行する美浦・龍ヶ崎ルートでは、その利用状況が平成 28 年度は 1 便当たり 0.8 人、平成 29 年度では 1.2 人、平成 30 年度 10 月末では 1.7 人と 1 便当たりの利用が 2 人に満たない状況で、ほかの江戸崎・阿見ルート、江戸崎・牛久ルートと比べても少ない状況が続いておりました。

こうした状況を受けまして、これまで竜ヶ崎第二高等学校の生徒も利用が可能となるルートへの変更や一定の人口のばらつきのある地区へのバス停留所の増設、さらには乗車特典制度や割引回数券、乗り継ぎ割引券の導入、沿線住民へのチラシの配布など茨城県及び関係市町村と連携しながら路線の周知や利用促進に努めてきたところでございます。

しかしながら、利用人数の大幅な改善が図られず今後も費用に合った事業成果が見込めないこと、また想定していた広域での利用はわずかであり、そのほとんどが市町村区域内での移動における交通手段の一つの選択肢としての利用にとどまっており、それぞれの自治体で運行しております地域公共交通を充実することで代替えできること、そのようなことから県南地域公共交通確保対策協議会において協議を重ねた結果、美浦・龍ヶ崎ルート、江戸崎・阿見ルートの 2 ルートの平成 31 年 3 月末での路線廃止を決定したところでございます。

なお、江戸崎・牛久ルートのみ平成 31 年度以降も継続して運行することで協議が進められております。

大野誠一郎

この稲敷エリア広域バスについては、県の事業として地域公共交通確保対策事業ということでもって始まっております。これまでの事業費としては 6,020 万円が今年度も含めて費やされる予定でございます。3 路線で 6,020 万ですから単純に三つで割ることもいかなものかとは思いますが、約 2,000 万が一つの路線ではないかと思えます。その中で市の負担額としましても今回の補正予算も含めて、今回の補正が 120 万円計上されておりますが、そのことも含めて 602 万円の負担額となっております。

先ほどのお話しですと始まった当初は 0.8 人、次の年は 1.2 人と非常に 1 人ぐらいしか乗らないような状態でございます。この地域公共交通確保対策事業についてのねらいはどうだったものをひとつ伺いたいと思います。

斉田典祥市民生活部長

稲敷エリア広域バスの運行の目的についてでございます。この事業は平成 28 年度の茨城県の新規事業である地域公共交通確保対策事業の一環として実施されたものです。地域公共交通確保対策事業のねらいは、急激な人口減少や少子高齢化の進展の中で、路線バスの廃止、商店街での空き店舗化などにより通勤通学などの日常生活維持が困難な地域が発生していることから、地域の実情に応じた運行形態やルートなど広域的な公共交通ネットワーク構築のための検討を行い、サービス維持のための施策につなげるといったものでございます。

そこで、県が主体となりまして、国や県南地域の市町村とバス運行事業者などを構成メンバーとして、平成 28 年 6 月に県南地域公共交通確保対策協議会を立ち上げたところでございます。その協議会の場においても近年の人口減少と高齢化の進行に伴い、教育や医療、商業施設等が分散し、生活機能を確認するためにも広域的な移動手段の整備が喫緊の課題であるとの認識が共有されました。

一方、地域公共交通の現状は、マイカーの普及などによる路線バスの廃止や市町村のコミュニティバスなども自治体を越えた運行が難しいことなどから、市町村間をまたぐ広域移動のニーズには十分対応できていないといった状況でございました。

稲敷エリア広域バスは、こうした課題に対応し、複数市町村にまたがる路線バスとして高齢者や高校生など車や免許を持たない世代の通学や通院、買い物など広域的な地域の足となることを想定しております。

JR常磐線やあみプレミアムアウトレット、龍ヶ崎済生会病院、高校など拠点施設への接続を優先した運行計画により分散している生活サービスや地域活動をつなぐとともに、観光や交流の促進などによる地域の活性化を図ることを目的にあわせて稲敷エリア広域的な移動におけるバス需要を把握するために実証的に運行したものでございます。

【注意事項】

ここに記載した龍ヶ崎市議会定例会における答弁内容は、掲載に向けて一部体裁等を調整しておりますが、答弁内容については公式に発表された議事録と照合した上で、忠実に再現しております。